

介護予防ケアマネジメント費

対象者は、事業対象者・要支援1・2

基本部分			注	注
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメントA	(1月につき) 442単位	-1/100	-1/100
	介護予防ケアマネジメントB	(1月につき) 442単位		
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				
ハ 委託連携加算 (1月につき +300単位)				

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。